

豊能町立図書館資料インターネット等サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館（以下「図書館」という。）がインターネット及び館内検索端末により、図書館資料のインターネット等サービス（以下「サービス」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）に対して、当該サービスを実施するため必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館が所蔵する資料（図書、紙芝居、雑誌及びコンパクトディスク（CD）等の視聴覚資料）の検索及び予約に関すること
- (2) 利用者本人の貸出状況の照会
- (3) 利用者本人の予約状況の照会
- (4) メールアドレスの登録及び変更並びにパスワードの変更
- (5) メールアドレスを登録した利用者の中から希望する者に対する、第1号の予約を行った内容及び資料が貸出可能となった旨のメールの送付
- (6) 貸出期間の延長
- (7) メールアドレスを登録した利用者の中から希望する者に対する、新着案内配信メールの送付
- (8) 図書館が所蔵しない資料のリクエスト（「ダイレクトリクエスト」という。）
(サービスを利用できる者)

第3条 利用者は、豊能町立図書館運営規則（昭和60年教育委員会規則第3号）第9条第2項に規定する図書利用券（以下「図書利用券」という。）の交付を受けた者であって、図書利用券の有効期限が到来していない者とする。

(パスワードの交付)

第4条 図書利用券の交付を受けた者には、パスワードを交付する。

2 初期パスワードは、館長が別に定める方法により交付する。

(パスワードの管理)

第5条 利用者は、自己の責任において、パスワードを厳重に管理しなければならない。

(パスワードの再交付)

第6条 利用者が登録したパスワードを忘れた場合は、図書館において、本人確認できる証明書を提示して、パスワードの再交付を受けることができる。

(サービス利用の停止)

第7条 館長は、次に掲げる利用者の行為が判明したときは、当該利用者のサービスの利用を停止することができる。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記入したとき
- (2) 不正に図書利用券の交付を受けたとき

- (3) 不正にパスワードの交付を受けたとき
- (4) 図書利用券を他人に譲渡若しくは貸与したとき
- (5) 図書利用券を不正に使用したとき
- (6) 前各号のほか、館長が利用を停止する必要があると認めるとき
(利用料金)

第8条 サービスの利用料金は、無料とする。

2 利用者が所有するパソコン又は携帯電話からのサービス利用に係る通信費等は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第9条 図書館は、利用者が当該サービスの利用により生じた損害に対していかなる責めも負わないものとする。

2 利用者は、当該サービスにより第三者に損害を与えたときは、その賠償を負わなければならない。

(システムの停止)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの運用を停止するものとする。

- (1) 電気通信事業者等による設備の保守、システムの障害復旧等のため運用を停止するとき
- (2) 自然災害等不可抗力の要因により運用ができないとき
- (3) 前2号のほか、館長が運用を停止する必要があると認めるとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。